

## 簡易内管施工登録店登録要綱

この要綱は、当社のガス工事約款(以下「約款」といいます。)に定められた「当社が承諾した工事人」(以下「簡易内管施工登録店」あるいは略して「登録店」といいます。)の登録および登録店の施行する簡易なガス内管工事(別表1に定める工事範囲)の施行について定めるものです。

### (基本理念)

第1条 登録店は、当社のガス事業者としての社会的責任を理解し、ガス事業法の方針を尊重して良質かつ確実なガス工事を行うことにより、保安の確保に努めなければなりません。

### (登録の申し出および登録)

第2条 登録店として登録を受けようとする者は、この要綱を承認の上、様式1(1-1~4)に所定資料を添えて当社に申し出なければなりません。その際、別表2に定める登録店新規登録手数料を当社へお支払いいただきます。

2 当社は、申し出事項の審査により、次条に定める要件をすべて満たしていると認めるときは、当社の登録店として登録し、登録店証を交付いたします。

3 登録できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表2に定めるところにより、登録店新規登録手数料から審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

### (登録店の要件)

第3条 登録店は、次の各号の定める要件をすべて満たさなければなりません。

一 常勤の役員、常傭の従業員または代表者のうち1名以上が、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有し当社の保安講習を修了した者であること。

二 別表1に定める工事の施行に必要な工具、機械器具等を所有していること。(リース契約等により使用権が確保されている場合を含む。)

三 別表3に定める欠格事由に該当しないこと。

### (登録更新の申し出および登録)

第4条 登録の有効期間は登録日から1年間(新規登録の場合のみ、登録日より1年経過した直後の9月30日および3月31日まで)とし、期間満了の1ヶ月前までに更新手続きを経ない場合は、登録は期間満了と同時に失効いたします。更新後の期間満了時も同様といたします。

- 2 登録更新は、当社より登録店へ予め送付させていただく様式2の内容を確認いただき、所定資料を添えて当社に申し出なければなりません。その際、別表2に定める登録店更新登録手数料を当社へお支払いいただきます。
- 3 当社は、申し出事項の審査により、前条に定める要件を満たし、第16条に定める要件に該当しないと認めるときは、登録店としての登録を更新し、新たな登録店証を交付いたします。
- 4 更新できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知いたします。この場合、別表2に定めるところにより、登録店更新登録手数料から審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還いたします。

(届出事項の変更の届け)

第5条 登録店は、登録申し出または更新申し出等に際して届け出た事項に変更があった場合は、登録店施行要領に従い、遅滞なく当社に変更内容を届け出なければなりません。

(登録店の表示)

第6条 登録店は、簡易なガス内管工事の受注および施行に際し、登録店名（例えば「〇〇株式会社」）に「簡易内管施工登録店（東京ガスネットワーク株式会社登録）」の表示のみ併記することができます。

(登録店による内管施行)

第7条 登録店は、簡易なガス内管工事に限り受注し施行することができます。

(工事の施工者)

第8条 登録店が受注した簡易なガス内管工事は、認定施工者に施工させなければなりません。認定施工者とは、次号のすべてを満たす施工者のことをいいます。

- 一 簡易なガス内管工事を施行する登録店が、常備している施工者として当社へ登録した者であること。
- 二 日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有した者であること。
- 三 当社の保安講習修了者であること。

(工事施行の基準)

第9条 登録店は、受注した簡易なガス内管工事をガス事業法の定める技術上の基準に適合するよう施行しなければなりません。

- 2 簡易なガス内管工事の施行にあたっては、道路法・道路交通法・建築基準法・消防法・環境保全関係諸法令およびその他関係法令ならびに関係官公署の指示を遵守しなければなりません。

- 3 登録店は、当社が定めた登録店施行要領、登録店設計・施工要領および登録店標準作業要領等（以下要領等といいます。）に従い、簡易なガス内管工事を施行することとします。
- 4 登録店は、簡易なガス内管工事を施行することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合等、要領等に記載のある工事について、事前に当社へ連絡しなければなりません。

#### （気密試験）

- 第10条 登録店は、その施行した簡易なガス内管工事をガスの使用の用に供する前に、ガス事業法の定める方法による気密試験を行わなければなりません。
- 2 気密試験は、要領等に従い実施することとします。

#### （工事報告）

- 第11条 登録店は、要領等に従い工事完了後速やかに工事の報告を行わなければなりません。
- 2 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の検査において、改善を指摘された場合は、遅延なく指摘された事項の改善を行いその結果を改めて工事報告しなければなりません。
  - 3 登録店は、工事報告に基づき実施される当社の給排気点検において、改善を指摘された場合は、遅延なく指摘された事項の改善を行わなければなりません。

#### （工事記録の保管）

- 第12条 登録店は、受注し施行した簡易なガス内管工事について、要領等に従い、工事記録簿を作成し、3年間保管しなければなりません。
- 2 登録店は、当社が求めたときは、直ちに工事記録簿またはその写しを提出しなければなりません。また、当社は、登録店の営業時間中何時でも登録店にて工事記録簿を閲覧することができます。
  - 3 登録店は、登録が取り消しまたは抹消された後も、なお3年間は前2項の定めに従わなければなりません。

#### （登録店証）

- 第13条 登録店は、登録店証を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 2 登録店は、登録店証を汚損または紛失したときは、要領等に従い、直ちに再交付を受ける手続きを取らなければなりません。
  - 3 登録店は、有効期限切れの登録店証を自らの責任において破棄しなければなりません。

- 4 登録店は、当社から登録を取り消しまたは抹消された場合は、直ちに登録店証を当社へ返納しなければなりません。

(登録店の地位継承)

第14条 登録店が次の各号の一に該当する場合、当社は登録有効期間内に限り登録店の地位の継承を認めます。

- 一 登録店である個人が、新たに法人を設立し、その代表者となって引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合（その法人が第3条の要件を満たす場合に限りです。）
- 二 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易なガス内管工事の施行を行う場合
- 三 その他当社が認めた場合

- 2 前項の定めによる登録の地位を継承しようとする者は、要領等に従い当社に申し出なければなりません。

(使用者への通知および同意)

第15条 登録店は、簡易なガス内管工事の受注にあたり、工事費その他の条件に関し紛争が生じても当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

- 2 登録店は、第11条の当社の検査により技術基準不適合その他保安上の瑕疵があることが判明した場合には、当社はガスの使用をお断りすることがあること、およびこの場合瑕疵の修補は登録店の費用で行い当社は一切の責めを負わないことを使用者に通知し、同意を得なければなりません。

(登録の取消)

第16条 登録店が次の各号の一にでも該当する場合は、当社は、何らの催告も要せずして登録店の登録を取り消すことができるものといたします。万一登録取り消し後も施行した場合には、当社は、ガス事業法違反の罪で刑事告発することがあります。

- 一 第3条に定める要件を欠いたとき。
- 二 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
- 三 認定施工者以外の者に簡易なガス内管工事を施工させたとき。
- 四 別表1に定める以外の工事を施行したとき。
- 五 施行した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
- 六 その他この要綱に重大な違反をする等により、当社が、登録取り消しを必要と認めたとき。

- 2 前項により当社が登録取り消しをした場合、それにより登録店に損害が生じても、当社はそれにつき一切責めを負いません。

(当社保安講習の受講)

第 17 条 登録店あるいは登録店となるために申し出を行っている工事店は、簡易なガス内管工事を施工させようとする者に当社の保安講習を受講させ修了させなければなりません。保安講習受講の有効期間は、簡易内管施工士資格の有効期間とし、簡易内管施工士資格の期間満了に伴う更新手続きを経ない場合は、保安講習受講の有効期間は簡易内管施工士資格の期間満了と同時に失効いたします。なお、保安講習受講の際は、要領等に従い当社へ申し出を行っていただきます。その際、別表 2 に定めた認定施工者新規登録兼保安講習受講手数料または認定施工者更新登録兼保安講習受講手数料を当社へお支払いいただきます。

- 2 当社は、当社の保安講習を修了した証として、日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格証に当社保安講習の修了を記載いたします。

なお、簡易内管施工士資格証の取扱いは以下の通りといたします。

- 一 簡易なガス内管工事を施工する際は、常に簡易内管施工士資格証を携帯し、関係者の要求があったときは提示しなければなりません。
- 二 簡易内管施工士資格証は、他人に譲渡しまたは貸与してはなりません。
- 三 登録店は、認定施工者が、汚損または紛失等のため日本ガス協会より簡易内管施工士資格証の再発行を受けた場合、直ちに、当社保安講習修了を記載する手続きを要領等に従い、当社へ行わなければなりません。

- 3 登録店あるいは登録店となるために申し出を行っている工事店は、簡易内管施工士資格を新規に取得した者あるいは新たに常備した簡易内管施工士資格を保有する当社保安講習未受講者に、簡易内管施工士資格有効期間内に当社の保安講習を受講させ修了させなければ簡易なガス内管工事を施工させることができません。

- 4 登録店は、簡易内管施工士資格を更新した認定施工者に、更新前の資格有効期間内に当社の保安講習を受講させ修了させなければ継続して簡易なガス内管工事を施工させることができません。

(受講資格)

第 18 条 次の要件をすべて満足した者でなければ、当社の保安講習を受講することはできません。

- 一 日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有していること。
- 二 登録店として登録されている、あるいは登録のための申し出を行っている工事店に常備されていること。

(施工者の登録)

第 19 条 登録店は、簡易内管施工士資格を保有し当社保安講習修了の証を保有する者を新たに常備した場合、要領等に従い当社へ登録しなければ、その者に簡易なガス内管工事の施工をさせることができません。

- 2 登録店が当社保安講習受講の申し出を行い受講修了させた施工者は、保安講習の申し出および受講修了をもって当社への登録がなされたものといえます。

(営業の廃止)

第 20 条 当社は、登録店が営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消いたします。この場合、第 16 条の規程を準用します。

(要綱の変更)

第 21 条 当社は、ガス事業法令の改正その他保安上の必要があるときは、この要綱を変更することがあります。変更の通知後は、登録店の登録および登録店の施行する簡易なガス内管工事は、変更後の要綱の定めるところによります。

\*様式 2 (更新関係資料) は省略

別表 1

登録店が施行できる簡易なガス内管工事範囲

項 目	内 容
圧力	託送供給約款で定める最高使用圧力以下 (2.5KPa)
対象 建物	当社が維持及び運用する導管の既設需要家で一般業務用建物、一般集合住宅、一般（戸建）住宅（地下街、超高層、高層建物等は除く）
工事範囲	使用最大流量16m <sup>3</sup> /h以下（16号以下）のマイコンメーターより下流側の露出部分の工事
工事種別	①フレキ管による「ガス栓の増設」および「ガス栓・配管の位置替」の工事 ②ガス栓の増設・位置替え工事（継手のみ使用） ③ガス栓取替工事 ④ガス可とう管接続工事 ⑤ ①②③の工事に伴う露出管の撤去工事

## 別表 2

### 手 数 料

簡易内管施工登録店登録および保安講習に必要な費用は以下の通りです。

届し出の種類	手数料（1件 or 人当り）
登録店新規登録手数料	20,900 円 (消費税 10% 1,900 円含む)
登録店更新登録手数料	15,700 円 (消費税 10% 1,427 円含む)
認定施工者新規登録兼保安講習受講申し出	5,200 円 (消費税 10% 472 円含む)
認定施工者更新登録兼保安講習受講申し出	3,100 円 (消費税 10% 281 円含む)

なお、新規登録および更新登録において審査の上、登録できない場合は、審査にかかった実費 2,000 円を差し引いた金額を返還いたします。

## 別表 3

### 欠格事由

次の各号の一つに該当する者（法人にあつては、その代表者が該当する場合を含む。）は、登録店としての登録はできない。

- 1 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
- 2 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員または法人がガス供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
- 3 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取り消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
- 4 法人事業者にあつては、前号に該当する登録店の登録取り消し時もしくは抹消時に、個人事業者にあつては代表者、または法人事業者にあつては役員であった者が、役員となっていること。

